

平成24年度地球環境国際連携/CTI 環境技術移転セミナー事業に係る
支援対象事業者公募要領

2012年7月11日

公益財団法人 国際環境技術移転センター

1. 背景

公益財団法人国際環境技術移転センター（以下、「ICETT」）は、本年度経済産業省から委託を受けて実施する「平成24年度地球環境国際連携事業」の一環で、2013年2月にシンガポールでCTI PFAN^{※1,2}アジア・クリーンエネルギー・ファイナンス・フォーラム事業計画コンペティション（以下、「AFCEF-3」^{※3}）を開催する予定にしています。

近年、多くの事業開発者^{※4}が、クリーンエネルギーに関する技術や製品、サービスを提供する環境プロジェクトの立ち上げを試みています。これらのプロジェクトの中には優れたアイデアを持っているにも拘わらず、資金調達に苦戦し、事業化が進まないケースも少なくないことが、国連の調査等から把握されています。CTI PFANは、こうした事業への資金調達と事業の実現を促進すべく、随時投資家や金融機関向けのビジネスプランの作成支援やクリーンエネルギー市場への投融資に積極的な投資家及び金融機関とのマッチング機会の提供等のサポート活動を行っています。今年度は、特にアジア地域で立ち上げを計画している環境プロジェクトにこうしたサポートを提供すべく、「AFCEF-3」を実施する予定にしています。

一方、こうした「AFCEF-3」のサポートを受けることのできるような環境プロジェクトを形成することも、必ずしも容易ではないのが実情です。日本の企業、特に中小企業においても、途上国側のニーズに応えることのできる、優れた環境技術、製品、サービスを有しているにも拘わらず、途上国側のパートナーがいない、途上国へ進出した経験がない、途上国側のニーズ情報を得る機会がない等の理由から、プロジェクトの形成が困難なケースが少なくなく、また、これらの課題を解決するための外部のサポートを必要としていることが様々な調査から把握されています。

2. 公募概要

上記1のような背景を鑑みて、本事業では、「AFCEF-3」への応募資格を持つ環境プロジェクトを形成することを目指し、日本企業等が保有する優れた環境技術、製品、サービスのフィリピン・タイ等のASEAN 諸国及びインドへの移転を行う計画に対し、日本企業の現地調査や事業計画作成等の支援を行います。

※ 1 CTI

気候変動防止技術イニシアティブ（Climate Technology Initiative）の略。CTIは1995年の国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第1回締約国会議（COP1）において、国際エネルギー機関（IEA）/OECD加盟国及び欧州委員会によって設立された、多国間による国際連携イニシアティブであり、2003年にはIEAの実施協定として位置づけられた。加盟国は、アメリカ、ドイツ、日本などの11カ国。①<http://www.icett.or.jp/cti/index.html>,②www.climatetech.net.(英語)

※ 2 CTI PFAN

CTIにおいて設立された民間資金調達支援ネットワーク（Private Financing Advisory Network）の略で、地球温暖化防止を推進するため、途上国における環境プロジェクト実現に必要な投融資が受けられるよう、事業開発者と世界の投資家及び金融機関とのマッチングの機会を提供し、投融資の実現をサポートする枠組み。<http://www.cti-pfan.net/>（英語） 添付1参照

※ 3 AFCEF-3

（The Third Asia Forum for Clean Energy Financing）の略。
添付2、3参照

※ 4 事業開発者

温暖化防止に係る環境プロジェクトを計画し、事業を主体的に実施する事業者

3. 本事業において、事業開発者が計画する環境プロジェクトの対象分野を次に例示します。

- (1) 再生可能エネルギー利用（バイオマス/バイオガス、バイオ燃料、風力）
- (2) 廃棄物からのエネルギー生成/回収
- (3) エネルギー効率向上、省エネルギー

4. 応募資格要件

次の要件を満たす日本の事業者とします。

- (1) 上記3の分野における、フィリピン、タイをはじめとするASEAN諸国及びインドを対象とした環境プロジェクトについて、下記①～③を満たすこと。

① 以下のいずれかに該当すること。

- a. 当該環境プロジェクトの事業開発者
- b. フィリピン・タイ等ASEAN諸国及びインドへ環境技術、製品、サービスを移転あるいは提供しようとする日本の事業者であること。

- ② 以下のいずれかに該当し、且つ経営状況が良好な事業者であること
 - a. 日本国内で登記されている事業者
 - b. 上記 a. の資本が入っている事業者

- ③ 環境技術、製品、サービスのフィリピン、タイをはじめとする ASEAN 諸国及びインドへの移転に積極的意思を有していること。

5. 支援内容

事業実施期間の期限である平成24年2月28日を最終とし、CTI PFAN プログラムへの応募提案が完了するまで、以下の支援を提供します。

- (1) 現地調査・事業計画書作成等に要する現地への渡航、現地宿泊先、現地での借り上げ車両等手配。現地関係機関との面談アレンジ
 - ※渡航回数、人数には制限あります。
 - ※航空券（サーチャージ、諸税等含む）、現地宿泊、車両借上費用は ICETT が負担します。

- (2) 現地調査・事業計画書作成等に要する現地通訳手配、翻訳の調達
 - ※現地通訳費、必要資料の翻訳費は ICETT 負担とします。

- (3) 現地担当コンサルタントによる環境プロジェクトの事業計画作成支援
 - ※コンサルタント料は、ICETT 負担とします。上記(1)～(3)において ICETT が負担する費用については、財団の規定に準じて ICETT から直接請負業者等に支払います。

6. 事業実施期間

平成24年8月1日～平成25年2月28日

7. 予算

- (1) 予算額
 - 上限6,000千円（消費税を含まない）

- (2) 採択予定件数
 - 1～2案件

8. 提出書類

下記(1)～(5)を提出してください。

- (1) 申請書（別添様式1及び2：エクセルファイル）
- (2) 会社パンフレット
- (3) 登記簿謄本（写）
- (4) 財務関連書類3年分（決算書類、事業報告書、またこれに相当する書類。法人格取得から3年未満の事業者については、提出できる範囲で可。）送り状
- (5) 送り状

9. 締め切り日

2012年7月31日（火）15時必着

10. 応募書類の提出先

応募書類は、郵送または宅配便等により次に提出してください。

〒512-1211 三重県四日市市桜町3684番地の11

公益財団法人 国際環境技術移転センター 松岡、喜瀬宛

TEL：059-329-3500

※持参、FAX及び電子メールによる提出、また締め切りを過ぎてからの提出は受け付けません。郵送等の場合、配達の場合で締め切り時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付して下さい。

11. 審査・採択について

(1) 審査方法

ICETTにおいて、提出された企画提案書の審査を行い、採択を決定します。

なお、応募期間締め切り後に、必要に応じて電話等によるヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

以下の項目を選定の基準とします。

- ① 環境技術、製品、サービスの移転先対象国がフィリピン、タイ等のASEAN諸国及びインドであること。
- ② 移転あるいは提供しようとする環境技術、製品、サービスが、事業開発者の計画する環境プロジェクト分野（上記2に例示）に合致すること。
- ③ 移転あるいは提供しようとする環境技術、製品、サービスが、対象国においてニーズを有するもの。
- ④ 環境技術、製品、サービスの対象国への移転に対して、意欲的であること。
- ⑤ 移転あるいは提供しようとする環境技術、製品、サービスが、対象国の制度・政策に合致するもの。

(3) 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、当該申請者に対してその旨を個別に通知します。
また、採択案件については、改めて ICETT と協議し、実施計画等について調整させていただきます。

1 2. 秘密の保持

提出された申請書類は、対象企業の選定のみを使用し、他に開示することはありません。

1 3. 問い合わせ先

当該公募に関する問合せは、下記まで願います。

問い合わせ先：公益財団法人国際環境技術移転センター

住所：〒512-1211 三重県四日市市桜町3684-11

TEL：059-329-3500 FAX：059-329-8115

E-mail：matsuoka@icett.or.jp (松岡), kise-a@icett.or.jp (喜瀬)